

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等の先進医療からの削除について（2020年3月31日更新）

今般、2020年度の診療報酬改定により「先進医療」の見直しが行われ、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等は2020年4月1日より「先進医療」から削除されました*1。

そのため、ご契約日にかかわらず2020年4月1日以降に受ける「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等における、保険金・給付金の支払可否につきましては下記のとおりとなりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

1. 先進医療を受療した際にお支払いする保険金・給付金について

表1に定める先進医療特約（無解約返戻金型）の先進医療給付金等は、お支払対象外になります。

これは、「療養を受けた時点で先進医療として定められているもの」を支払事由とする約款規定に基づく取扱いとなります。

表1 先進医療を受療した際に保険金・給付金をお支払いする商品および保険金・給付金

商品名称・約款名称	給付金名称	商品名称・約款名称	保険金名称
先進医療特約（無解約返戻金型）	先進医療 給付金	高度先進医療費用担保特約 ^注	高度先進医療費用保険金
先進医療特約α		高度先進医療費用担保特約（H17） ^注	
先進医療特約		先進医療費用担保特約 ^注	先進医療費用保険金
一時払先進医療特約		先進医療費用担保特約（A） ^注	
	先進医療費用補償特約（A）（H22） ^注		
	先進医療費用補償特約（B）（H22） ^注		
		先進医療費用補償特約 ^注	

注：2019年4月1日にあいおいニッセイ同和損害保険株式会社から三井住友海上あいおい生命保険株式会社に移行した契約です。

2. 手術を受けた際にお支払いする保険金・給付金について

先進医療から削除された技術のうち、表2に定める、「医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為」との併用が認められたもの、もしくは「医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為」となるものは、引き続き、低・無解約返戻金選択型医療保険（18）の手術給付金等（表3）の支払対象となります。

これは、「先進医療に該当する診療行為」または「医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為」のいずれかを支払事由とする約款規定に基づく取扱いとなります。

表2 2020年4月1日以降も引き続き、手術給付金等の支払対象となる技術

「医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為」との併用が認められたもの	
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術	白内障の治療として、遠近2カ所に焦点が合う多焦点眼内レンズを挿入することで、治療後の眼鏡依存度を軽減させる治療法
「医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為」となるもの	
泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術（精巣がんに係るもの）	精巣がんの摘出後、腹腔鏡を用いて後腹膜リンパ節を切除しリンパ節転移の有無を確認する手術
腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術	従来開腹術で行っていた傍大動脈リンパ節郭清を含む子宮体がん手術を5-12mmの数か所の小切開による腹腔鏡下に行う方法

表3 手術を受けた際に保険金・給付金をお支払いする商品および保険金・給付金

商品名称	約款名称	給付金名称
新医療保険Aプレミア	低・無解約返戻金選択型医療保険（18）	手術給付金
新医療保険A、新医療保険Aプラス	低・無解約返戻金選択型医療保険	
新医療保険α	新医療保険α	
一時払終身医療保険（低解約返戻金型）	一時払終身医療保険（低解約返戻金型）	
ルナメディカル	無解約返戻金女性総合医療特約	

*1：「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」の他に「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」等も削除されました。詳細は「厚生労働省告示（告示日：2020年3月27日、告示名称①：厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件 告示名称②：厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する件）」もしくは「厚生労働省ホームページ」をご確認ください。

以上